

議案第 3 号

柏市都市計画審議会 様

柏都市計画特別緑地保全地区（篠籠田特別緑地保全地区）の
決定について（付議）

都市計画法第 19 条第 1 項の規定により、別紙のとおり貴審議会
に付議します。

平成 30 年 7 月 6 日提出

柏市長 秋 山 浩 保

柏都市計画特別緑地保全地区の決定（柏市決定）（案）

都市計画篠籠田特別緑地保全地区を次のように決定する。

名 称	面 積	備 考
篠籠田特別緑地保全地区	約 2. 2 ha	都市緑地法第 1 2 条第 1 項第 3 号イの指定要件。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

当該地は、「柏市緑の基本計画」において骨格の緑として位置づけられ、周辺の豊かな自然と良好な景観を形成する斜面林で、市街地に隣接していることから市民にとって緑と触れ合える位置にある。この優れた自然景観を形成する斜面林を保全し、住民の健全な生活環境を確保するために指定する。

1 都市計画を定める土地の区域

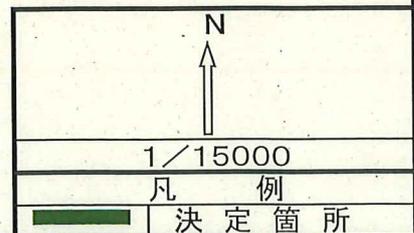
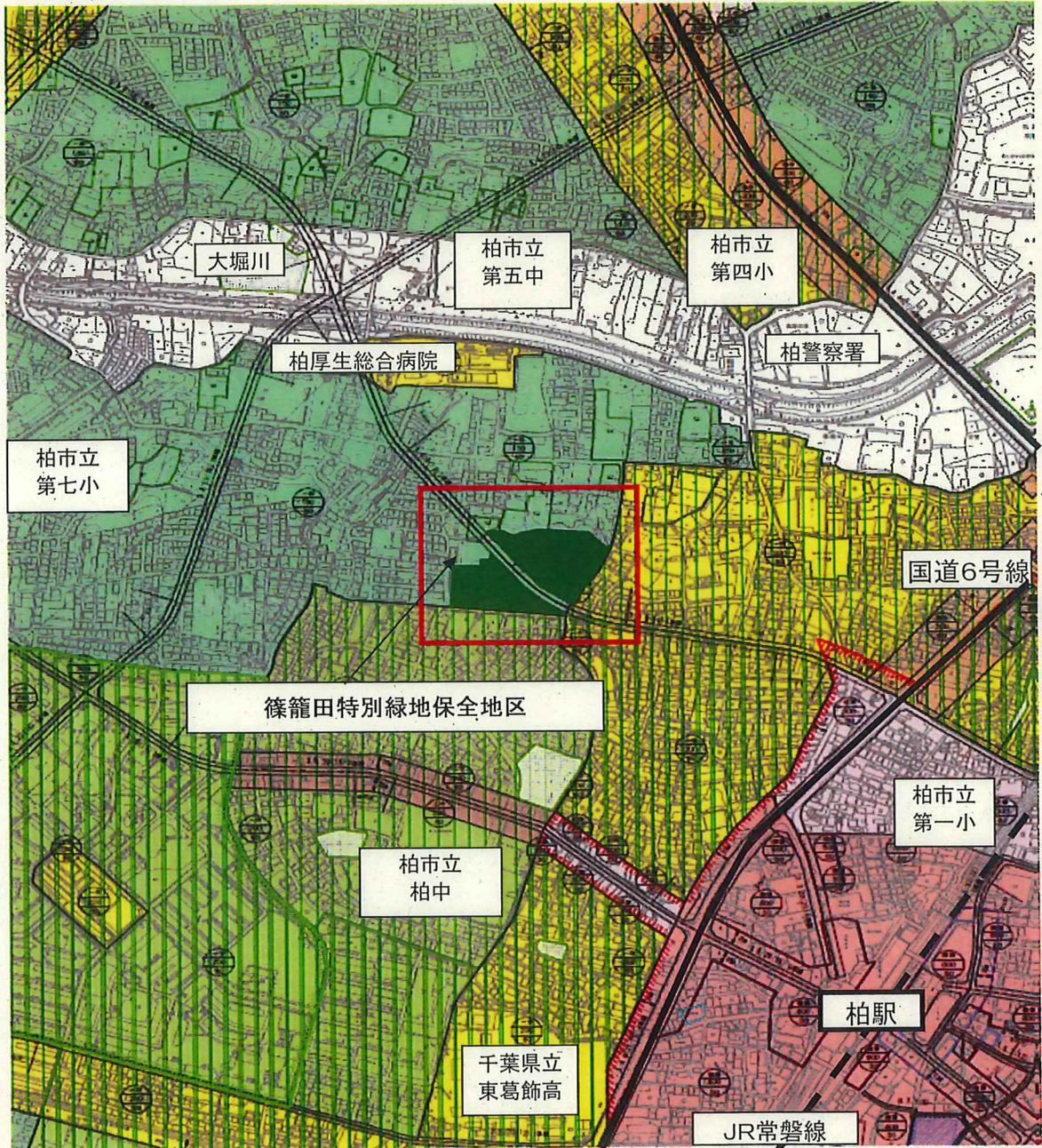
柏市篠籠田字下須原及び篠塚の各一部の区域

2 現況説明書

名 称	土地の沿革	森林法，河川法等による公用制限	環境概要
<p>篠籠田特別緑地保全地区</p>	<p>当該地にはシイ，カシなどの良好な樹林を有していることから，柏市緑を守り育てる条例に基づき，昭和48年12月より緑の保護地区として保全してきたものである。また，柏市が「檜所有」を目的に平成30年4月から60年間の地上権を設定し保全を図っているものである。</p>	<p>なし</p>	<p>篠籠田周辺にある斜面林で，JR線柏駅の北西約800mに位置している。周辺には戸建て住宅が多く建ち並び，柏駅周辺の商業施設のほか，北方向に総合病院，周辺には市の小中学校や県立高校が立地している。</p>

柏都市計画特別緑地保全地区の決定について(柏市決定)

位置図



柏都市計画特別緑地保全地区の決定について(柏市決定)

計画図

